

国立大学法人長岡技術科学大学職員の給与の臨時特例に関する規則

〔 就 業 規 則 第 6 号 〕  
〔 平成 24 年 6 月 29 日 〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するため、政府が実施する歳出削減対策の一環として国立大学法人に対する運営費交付金の減額措置に鑑み、一定の期間、臨時に本学職員の給与水準を「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に準じて引き下げる特例を定める。

(職員給与規則の特例)

**第2条** この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、国立大学法人長岡技術科学大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第5条第1項各号に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（国立大学法人長岡技術科学大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度就業規則第5号）附則（以下この規則において「平成22年度改正給与規則附則」という。）第2項の規定による本給を含み、当該職員が職員給与規則第19条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては同項の規定により半額を減ぜられた本給月額（平成22年度改正給与規則附則第2項による本給を含む。）以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合（以下この条において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。

本給表	職務の級	割合	
		施行日から平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
一般職本給表	2 級以下	100分の4.77	100分の3
	3 級から 6 級まで	100分の7.77	100分の6
	7 級以上	100分の9.77	100分の8
教育職本給表	2 級以下	100分の4.77	100分の3
	3 級及び 4 級	100分の7.77	100分の6
	5 級以上	100分の9.77	100分の8
医療職本給表	2 級以下	100分の4.77	100分の3
	3 級	100分の7.77	100分の6

2 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じて支給する。ただし、第5号に掲げる手当については平成25年6月期及び同年12月期に支給するものは減額しないものとする。

- 一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じ

- て得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 六 職員給与規則第36条第1項から第7項まで又は第9項の規定により支給される休職者の給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
- イ 職員給与規則第36条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 職員給与規則第36条第2項又は第3項 前項及び第2号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 職員給与規則第36条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 職員給与規則第36条第5項、第6項又は第7項 前項及び第2号から第4号までに定める額に、同条第5項又は第6項若しくは第7項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 職員給与規則第36条第9項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項から第7項までの規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 3 特例期間においては、職員給与規則第19条から第21条の2までに規定する勤務1時間当たりの給与額並びに国立大学法人長岡技術科学大学職員の育児休業・介護休業等に関する規則第17条及び第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規則第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、平成22年度改正給与規則附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成22年度改正給与規則附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から平成22年度改正給与規則附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年度改正給与規則附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年度改正給与規則附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年度改正給与規則附則第6項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第2号から第4号まで」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前

項及び第2号から第4号まで」と、同号ハ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ホ中「第4号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第4号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年度改正給与規則附則第8項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(短時間再雇用職員の給与の特例)

**第3条** 特例期間においては、国立大学法人長岡技術科学大学短時間再雇用職員就業規則(以下「短時間再雇用職員就業規則」という。)第23条に規定する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる再雇用後の本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合(以下この条において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。

再雇用後の本給表及び職務の級	割合	
	施行日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
教育職本給表2級以下	100分の4.77	100分の3
一般職本給表2級以下	100分の4.77	100分の3
一般職本給表3級	100分の7.77	100分の6
医療職本給表2級以下	100分の4.77	100分の3

2 特例期間において、短時間再雇用職員規則に基づき支給される給与のうち、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じて支給する。ただし、第2号に掲げる手当については平成25年6月期及び同年12月期に支給するものは減額しないものとする。

- 一 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額
- 二 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

3 特例期間においては、短時間再雇用職員就業規則第30条及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同規則第33条の規定により算出した額に支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(非常勤職員の給与の特例)

**第4条** 特例期間において、国立大学法人長岡技術科学大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤職員就業規則」という。)第26条第1項第1号に規定する日給の支給に当たっては、同号による額から、同号による額に、当該職員を常勤の職員として採用した場合に適用されることとなる下表に掲げる本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合(以下この条において「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減じて支給する。

本給表	職務の級	割合	
		施行日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
一般職本給表	2級以下	100分の4.77	100分の3
	3級から6級まで	100分の7.77	100分の6
	7级以上	100分の9.77	100分の8

教育職本給表	2級以下	100分の4.77	100分の3
	3級及び4級	100分の7.77	100分の6
	5級以上	100分の9.77	100分の8
医療職本給表	2級以下	100分の4.77	100分の3
	3級	100分の7.77	100分の6

2 特例期間において、非常勤職員就業規則に基づき支給される給与のうち、次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減じて支給する。ただし、第2号に掲げる手当については平成25年6月期及び同年12月期に支給するものは減額しないものとする。

- 一 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 二 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

3 特例期間において、非常勤職員就業規則第29条（短時間雇用職員にかかるものを除く。）及び第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、これらの規定にかかわらず、同規則第26条第1項第1号による日給額から、同号による日給額を常勤職員の1日当たりの所定勤務時間で除した額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（年俸制適用職員の給与の特例）

**第5条** 特例期間においては、国立大学法人長岡技術科学大学年俸制適用職員給与規則（以下「年俸制給与規則」という。）第4条に掲げる年俸給表の適用を受ける職員に対する年俸月額（国立大学法人長岡技術科学大学年俸制適用職員給与規則の一部を改正する規則（平成21年度就業規則第12号）附則第2項の規定による年俸月額を含み、当該職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同規則による改正前の年俸給表に掲げる年俸月額をいう。以下この条において同じ。）は、当該職員に適用される次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表の年俸月額から減ずる額に定める額（当該職員が年俸制給与規則第13条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同表に掲げる額の半額に相当する額）を年俸月額から減じて支給する。

年俸制適用 職員の区分	職員の種別	号給	年俸月額から減ずる額（円）	
			施行日から平成25 年3月31日まで	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで
平成22年3 月31日以前 に採用され た者	産学融合特任講師	1	44,561	32,962
		2	45,976	34,009
	産学融合特任准教授	3	48,778	36,086
		4	49,853	36,882
		5	50,929	37,678
平成22年4 月1日以降 に採用され た者	産学融合特任助教	1	26,628	17,137
		2	28,062	18,059
	産学融合特任講師	3	44,468	32,724
		4	45,896	33,775

	産学融合特任准教授	5	47,569	35,089
		6	48,637	35,876
		7	49,705	36,664

2 特例期間においては、年俸制給与規則第7条から第8条の2まで及び第12条並びに第14条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同規則第11条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、前項に規定するその者の年俸月額から減ずる額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得たものに相当する額を減じた額とする。

3 特例期間において、年俸制給与規則第15条に規定する休職者の給与の支給する場合は、同条の規定中「職員給与規則第36条の規定」とあるのは、「国立大学法人長岡技術科学大学職員の給与の臨時特例に関する規則第2条第2項第6号の規定を適用した後の職員給与規則第36条」と読み替えて適用する。

(端数計算)

第6条 第2条から前条までに規定する額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(規則の失効)

2 この規則は、平成26年3月31日限りその効力を失う。

(規則の運用)

3 この規則に定めるもののほか、この規則の運用については、学長が別に定めるまでの間は、「平成24年3月9日総人恩総第192号総務省人事・恩給局長通知「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の運用について(通知)」の例に準ずるものとする。この場合、「俸給」とあるのは「本給」と読み替える等この規則及び同通知の趣旨に基づき運用するものとする。

附 則 (平成24年度就業規則第16号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。